

**令和 年度 市民税・県民税申告書付表**  
課税方式選択用

( フリガナ ) 氏 名	印	電 話 番 号 (本人・代理人)	
生 年 月 日		代理人の氏名	印 (続柄 )
1 月 1 日 現在の住所	新居浜市		
現 住 所	現住所が上記の住所と異なる場合は記入してください。		

○ この付表は、特定配当等・特定株式等譲渡所得金額について、所得税及び復興特別所得税(以下「所得税」という。)と市民税・県民税(以下「住民税」という。)で異なる課税方式を選択する場合に提出するものです。

※ 確定申告書のみを提出された場合は、確定申告書における課税方式と同じ課税方式にて住民税の課税を行うこととなります。

**※市民税・県民税申告書と併せてご提出ください。**

**1 確定申告した特定配当等・特定株式等譲渡所得金額**

		配当所得の金額 譲渡所得の額	配当割額 株式等譲渡所得割額
特定配当等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
特定株式等譲渡所得金額		円	円

※ 対象となる上場株式等の配当所得等及び上場株式等の譲渡所得等については、所得税15.315%(復興特別所得税含む)と住民税5%の合計20.315%の税率であらかじめ源泉徴収(特別徴収)されているものとなります(一般株式等で所得税20.42%を源泉徴収しているもの、住民税が源泉徴収されていないものは対象ではありません。)

※ 上記の表の住民税の源泉徴収税額の記載誤りなどがあり、上場株式等の所得と判断がつかない場合は、確定申告書の内容で住民税を課税することがあります。

**◎住民税における上場株式等に係る所得**

裏面の「留意事項」をご確認いただき、該当する項目に□してください。

- 上記の確定申告した特定配当等・特定株式等譲渡所得金額について、住民税では申告しません。
- 上記の確定申告した特定配当等・特定株式等譲渡所得金額について、住民税では下記の所得を申告します。

		配当所得の金額 譲渡所得の額	配当割額 株式等譲渡所得割額
特定配当等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
特定株式等譲渡所得金額		円	円

留意事項及び記入例については、裏面をご覧ください。

## ◎留意事項

### (1) 課税方式の選択について

- 所得税及び住民税が源泉（特別）徴収される特定口座（以下「源泉徴収口座」という。）における上場株式等に係る配当所得等又は譲渡所得等を申告するかどうかは源泉徴収口座ごとに選択することができます（1回の譲渡ごと、1回に支払いを受ける上場株式等の配当等ごとの選択はできません）。
- 所得税及び住民税が源泉（特別）徴収されない特定口座（簡易申告口座分）において生じた上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等については、申告不要とすることはできません。
- 源泉徴収口座の譲渡所得等の黒字の金額とその源泉徴収口座の配当所得等の金額のいずれかのみを申告することができます。ただし、源泉徴収口座において上場株式等に係る譲渡所得等の損失と配当所得等が損益通算されている場合は、その源泉徴収口座内の配当所得等の金額も併せて申告しなければなりません。
- 源泉徴収口座以外において生じた上場株式等に係る配当所得等で所得税及び住民税が源泉（特別）徴収されている配当等は、1回に支払いを受けるべき配当等の額ごとに課税方式を選択できます。
- 住民税において申告不要を選択した上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等については、配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除の適用は受けられません。また、申告不要を選択した上場株式等に係る譲渡所得等の損失を、翌年度以降に繰越することはできません。
- 住民税の配当等所得及び譲渡所得等金額を申告することにより、国民健康保険料などの保険料の算定に影響を及ぼす場合があります。

### (2) 提出時の注意

- この付表は該当する年度の納税通知書等が送達される日までに提出する必要があります。  
(この期限を経過した場合は、所得税と異なる課税方式の選択はできません。)
- この付表を提出する際は以下の書類を併せてご提出ください。
  - ① 市民税・県民税申告書
  - ② 確定申告書の控えの写し一式
  - ③ 上場株式等の配当所得等に関する書類の写し（上場株式等の配当所得等がある方のみ）  
(例) 特定口座年間取引報告書、上場株式等の支払通知書など
  - ④ 上場株式等の譲渡所得等に関する書類の写し（上場株式等の譲渡所得等がある方のみ）  
(例) 特定口座年間取引報告書、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書など
  - ⑤ 本人確認書類「マイナンバーカード（個人番号カード）」又は「通知カード及び免許証等写真付身分証明書等」
  - ⑥ 代理人が申告する場合、本人と世帯が異なるときは委任状  
※ 上記書類のご提出は、本市にて適正に課税方式を確認するために必要となりますので、  
ご協力お願いします。

◎記入例（特定口座A：配当所得等200,000円、譲渡所得等150,000円）  
(特定口座B：譲渡所得等350,000円)　・・・特定口座Bを申告不要とする場合

### ◎所得税における上場株式等に係る所得

特定配当等	配当所得の金額 譲渡所得の額	配当割額 株式等譲渡所得割額
	総合課税分	200,000 円
	分離課税分	円
特定株式等譲渡所得金額	500,000 円	25,000 円

### ◎住民税における上場株式等に係る所得

裏面の「留意事項」をご確認いただき、該当する項目に☑してください。

上記の確定申告した特定配当等・特定株式等譲渡所得金額について、住民税では申告しません。

上記の確定申告した特定配当等・特定株式等譲渡所得金額について、住民税では下記の所得を申告します。

特定配当等	配当所得の金額 譲渡所得の額	配当割額 株式等譲渡所得割額
	総合課税分	200,000 円
	分離課税分	円
特定株式等譲渡所得金額	150,000 円	7,500 円